

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第71号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務等）

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付その他の必要な援助（以下「補助金の交付等」という。）に係る事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。次条から第5条までにおいて「令」という。）第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う事務であって令第15条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）による準特定優良賃貸住宅又は特別県営住宅の管理に関する事務であって令第18条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。

第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付等に係る事務であって令第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。

第6条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため支弁すべき経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）とする。

第7条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、県立の中学校における生活保護法第6条第2項に規定する要保護者その他これに準ずる者に対する学校給食費の全部又は一部の補助に係る事務とする。

第8条 条例別表第1の備考の規則で定める者は、高等学校等の設置者とし、これらの者は、知事又は教育委員会が別に定めるところにより同表の1の項又は5の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。

(条例別表第2の規則で定める情報)

第9条 条例別表第2の1の項の規則で定める情報は、当該補助金の交付等に係る生徒又は学生についての高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

第10条 条例別表第2の2の項の規則で定める情報は、外国人であつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。）第19条第1号イに規定する要保護者等に準ずる者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る令第19条第1号に掲げる情報に準ずる情報とする。

第11条 条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。ただし、第4条に規定する事務のうち令第22条第1号、第6号又は第8号に掲げる事務に準じて行う事務にあつては、第1号及び第2号に掲げる情報に限る。

- (1) 準特定優良賃貸住宅又は特別県営住宅の入居者又は同居者（以下「県営住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (2) 県営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (3) 県営住宅入居者等に係る令第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- (4) 県営住宅入居者等のうち外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報に準ずる情報

第12条 条例別表第2の4の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第7号の規定により生活保護実施関係情報の提供を受ける事務 当該事務を行うために必要な外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報に準ずる情報
- (2) 法第19条第7号の規定により生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務 当該事務を行うた

めに必要な外国人要保護者等に係る同項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(条例別表第3の規則で定める情報)

第13条 条例別表第3の1の項の規則で定める情報は、公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付等に関する情報とする。

第14条 条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、令第19条第1号イに規定する要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次条及び第16条において同じ。）に関する情報とする。

第15条 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る令第19条第1号ソ及びツに掲げる情報に準ずる情報並びに特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

第16条 条例別表第3の4の項の規則で定める情報は、令第44条第1号イに規定する要支援者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

第17条 条例別表第3の6の項の規則で定める情報は、私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付等に関する情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。